

資格認証技術者等倫理規則

平成20年11月11日 制定
平成24年09月11日 改正
平成26年12月11日 改正

1. 適用範囲

この規則は、一般社団法人日本非破壊検査工業会（以下、工業会という）の認証機関が交付した「技術者資格証明書」の保有者（以下、資格認証技術者という）の倫理に適用する。

2. 目的

この規則は、工業会が定める「資格認証技術者等倫理規則」を適確に運用することを目的とする。

3. 資格認証技術者の遵守事項

資格認証技術者は、工業会が定める規則・基準等を遵守して保有する資格に関する業務を遂行し、不正行為があつてはならない。

4. 遵守事項

資格認証技術者は、資格業務に関して次の不正行為を行つてはならない。

- (1) 不正な業務遂行
- (2) 検査結果に関する不正な報告又は報告書の作成
- (3) 不正行為の指示又は示唆
- (4) 不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
- (5) 資格証明書の改ざん及び貸借行為
- (6) その他、資格業務に関する不正行為

5. 処罰

この規則に違反した資格認証技術者に対しては、次に記す処分を課すものとする。

- (1) 資格認証技術者資格取消しの警告
- (2) 資格認証技術者資格の取消し
- (3) 違反事実、内容及び氏名の公表

6. 違反事項に対する調査

違反が発覚した場合又は違反情報等があった場合、倫理苦情処理委員会は当事者に対して調査を行い、違反の内容について確認する。必要に応じて当事者と面談して弁明の機会を与えるものとする。

7. 違反時の処理

この規則に違反した場合の処置は次に記す手順による。

- (1) 認証事務局は、4項に定める不正行為を行つた資格認証技術者に関して、違反の内容を文書で持って倫理苦情処理委員会に通知する。
- (2) 倫理苦情処理委員会は、前項の申し出を受け、処理について検討・審議する。

- (3) 倫理苦情処理委員会は、審議の結果を認証事務局に文書で通知し、かつ写しを認証運営委員会委員長に提出する。
- (4) 倫理苦情処理委員会は、審議の結果を当事者に通知する。認証事務局は通知の事実を記録し、10年間保管する。
- (5) 違反の事実及び処置結果についての公表の有無、並びに公表する場合の公表内容は、倫理苦情処理委員会の審議結果を基に、認証運営委員会が決定する。

付則

- 1. 本規則は、平成26年12月11日より施行する。
- 2. 本規則に対する改廃は、倫理苦情処理委員会の審議を得た後、認証運営委員会の承認を得なければならない。